

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 条例改正の対象施設

児童福祉法第59条の2第1項の規定により、知事に届け出を行うべき認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）

2 改正理由

主として災害時に支援を必要とする方が利用される施設について、非常災害（火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害をいう。）対策を強化させる観点から、認可外保育施設の設置者が講ずべき非常災害対策を定め、もって認可外保育施設を利用する者の安全の確保を図る必要がある。

3 改正の内容

認可外保育施設の設置者が講ずべき非常災害対策について、以下のとおり規定することとした。

（1）設備の設置

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（2）物資、資機材の配備

施設利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水、生活物資をいう。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。

（3）防災計画の策定等

施設の立地環境及び施設利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。

（4）計画等の掲示、見直し

（3）により策定、整備した防災計画並びに通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、施設利用者及び職員にわかりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。

（5）訓練、防災教育の実施

非常災害時に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練並びに職員及び施設利用者に対する防災教育を実施すること。

当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回はこれを行うこと。

（6）地域・他施設等との連携及び被災者支援

施設又は施設利用者の特性に応じて、非常災害時に備えた周辺地域や他施設等との連携及び非常災害時における被災者支援に努めること。

4 施行期日（予定）

平成26年6月1日